

ぎんプラNEWS

配偶者居住権を設定すると相続税の負担はどう変わるか？

2017年に改正民法が成立し、2020年4月1日以後に開始する相続から配偶者居住権の設定が可能となりました。相続税の計算に対する影響をまとめました。

二次相続で配偶者居住権に相続税はかからない

配偶者居住権を取得した配偶者が死亡した場合、配偶者居住権の消滅は民法の規定によって消滅します。そのため相続税を計算する財産から除外されます。

配偶者居住権を設定した場合の相続税の計算

前提条件

相続人：妻、子ども1人

総資産：自宅 ……5,000万円（配偶者居住権：2,000万円 自宅所有権：3,000万円）

現金預金…4,000万円 妻に固有の財産は無いものとします。

一次相続で自宅を共有で相続した場合

一次相続  自宅2,500万円 + 現金預金 2,000万円 = 4,500万円 相続税310万円 配偶者軽減によりゼロ

二次相続  4,500万円 相続税 90万円

一次相続で配偶者居住権を設定して相続した場合

一次相続  配偶者居住権2,000万円 + 現金預金2,500万円 = 4,500万円 相続税310万円 配偶者軽減によりゼロ

二次相続  母からの相続財産4,500万円 - 配偶者居住権2,000万円
相続税が課税される財産2,500万円 基礎控除の範囲内のため相続税はゼロ

一次相続で設定した配偶者居住権2,000万円が消滅します！

わたしの
視点

西村税理士



こんな方にお勧め下さい！

- ・配偶者、子が相続人となるすべての方に有効です。
- ・配偶者を早くに亡くした場合、配偶者居住権の評価額が高くなる可能性があります。

私たちにご相談下さい！



ぎんざ相続プラザ
Ginza Souzoku Plaza

0120-11-3539

(イイソウツク)

〒104-0061 東京都中央区銀座7-16-14銀座イーストビル5階 ぎんざ相続プラザ
(運営会社) 株式会社 BAMC associates 税理士法人 BAMC
TEL : 03-3541-2242 FAX : 03-3541-2243

URL : <https://www.ginpla.jp>

